

みんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

みんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例

みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 <u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事により生ずる被害をいう。</u></p> <p>(2) 防災 <u>災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。</u></p> <p>(3) 自主防災組織等 自主防災組織（<u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。</u>）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。</p> <p>(4) <u>災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の伝達、避難等において援護を要する者をいう。</u></p> <p>第9条 自主防災組織等は、<u>災害時要援護者</u>の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(災害時要援護者の支援体制の整備に係る支援)</p> <p>第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する<u>災害時要援護者</u>の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害 <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。</u></p> <p>(2) 防災 <u>法第2条第2号に規定する防災をいう。</u></p> <p>(3) 自主防災組織等 自主防災組織（<u>法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。</u>）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。</p> <p>(4) <u>避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。</u></p> <p>第9条 自主防災組織等は、<u>避難行動要支援者</u>の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)</p> <p>第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する<u>避難行動要支援者</u>の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。